

●●研究協議会内規（地震分科会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年〇月〇〇日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所●●研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会地震分科会（以下「地震分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 地震分科会は、協議会における地震研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって地震研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 地震分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問を受けた地震研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、地震研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 地震分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 地震分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 地震分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 地震分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 地震分科会の事務は、東京大学地震研究所事務部にて処理する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成26年〇月〇〇日から施行する。

●●研究協議会内規（火山分科会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年〇月〇〇日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所●●研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会火山分科会（以下「火山分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 火山分科会は、協議会における火山噴火研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 火山分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問された火山噴火研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、火山噴火研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 火山分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 火山分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 火山分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 火山分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 火山分科会の事務は、東京大学地震研究所事務部にて処理する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成26年〇月〇〇日から施行する。

●●研究協議会内規（企画部）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年〇月〇〇日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所●●研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第9条第3項の規定に基づき、協議会企画部（以下「企画部」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 企画部は、大学等の地震・火山噴火研究の全体計画を協議会に提案し、計画の進捗状況の常時把握に基づき研究課題間の調整を行い、もって地震・火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

2 上記の目的のうち、計画の進捗状況の把握と研究課題間の調整のために、企画部内に研究戦略室を置く。

（任務）

第3条 企画部は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会規則第11条に定める計画推進部会（以下、「計画推進部会」）及び大学等の研究者の研究計画を基に、全体計画を立案する。
- (2) 全体計画を調和的に推進するために、必要に応じて、ワークショップ等公開討論会を開催し、また、企画部と計画推進部会長から成る企画部拡大会議を開催する。
- (3) 計画推進部会の構成とその部会長および構成員の候補者を協議会に提案する。
- (4) 協議会規則第12条に定める予算委員会（以下、「予算委員会」）の委員長および委員の候補者を協議会に提案する。
- (5) 予算配分方針を予算委員会に提案する。
- (6) 公募研究の方針を決める。
- (7) 大地震発生時及び火山噴火時の緊急対応を行う。
- (8) 補正予算等の緊急予算を予算委員会の委員長と協議し、とりまとめる。
- (9) 地震・火山噴火予知研究を推進するため、大学以外の機関との連携を図る。
- (10) 特定の研究対象に関する研究課題間の連絡調整を緊密にするために、総合研究グループを設置することができる。

2 上記のうち(2)(3)(5)(6)(10)は研究戦略室の専権事項とする。

3 上記のうち(1)(9)については、企画部長は研究戦略室の提案を考慮して実行する。

（組織）

第4条 企画部は次の構成員から成る。

- (1) 東京大学地震研究所専任教員（教授または准教授）若干名、うち1名は流動的教員とする
- (2) 東京大学地震研究所客員教員（教授または准教授）2名以上
- (3) 企画部長が推薦する東京大学地震研究所構成員若干名
- (4) 研究戦略室の構成員として大学等の研究者10名以内

2 専任教員の任期は概ね3年とする。

3 構成メンバーは協議会が決定する。

（企画部の構成）

第5条 企画部に、予知協議会の指名により、部長及び副部長を置く。

- 2 部長は企画部の所掌を総括する。
- 3 副部長は部長を補佐する。
- 4 企画部長及び副部長は地震または火山分野を分掌する。
- 5 企画部長及び副部長は協議会に出席し、大学の地震・火山噴火予知研究の全体計画を提案する。
- 6 企画部長及び副部長は研究戦略室員を兼務する。ただし、研究戦略室長とはならない。
- 7 研究戦略室の構成員から、以下の研究担当を選出する。
 - (1) 地震・火山現象の解明
 - (2) 地震・火山噴火の予測
 - (3) 地震・火山噴火の災害誘因予測
 - (4) 研究を推進するための体制

(庶務)

第6条 企画部の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成26年〇月〇〇日から施行する。

●●研究協議会内規（研究戦略室選考委員会）

平成26年〇月〇〇日制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所●●研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第10条第3項の規定に基づき、協議会研究戦略室（以下「研究戦略室」という。）構成員候補者の選考について定める。

（選考委員会）

第2条 選考委員会は、協議会議長が指名する2名と協議会1号委員と2号委員の中から選ばれた2名の計4名で構成し、選考委員長は協議会議長が指名する。

2 協議会1号委員と2号委員から選ばれる選考委員は、協議会全構成員による単記無記名による投票で選出する。得票数上位の2名を委員とするが、得票数が同数の場合は議長により決定する。

（任務）

第3条 選考委員会は、研究戦略室員候補者を選考し、協議会に推薦する。

（改廃）

第4条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成26年〇月〇〇日から施行する。

●●研究協議会内規（計画推進部会）

平成18年6月28日制定

平成19年4月17日改定

平成21年4月18日改定

平成26年〇月〇〇日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所●●研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第11条第3項の規定に基づき、協議会計画推進部会（以下「計画推進部会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 計画推進部会は、大学等の地震・火山噴火研究計画を、広範な研究者の参加の下に、円滑に推進することを目的とする。

（任務）

第3条 計画推進部会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 研究計画を企画部に提案する。
- (2) 研究計画の推進及び計画実施にあたる。
- (3) 計画の実施状況及び成果を企画部に報告する。

（組織）

第4条 次の計画推進部会を置く。

- (1) 「海溝型地震」計画推進部会
- (2) 「内陸地震」計画推進部会
- (3) 「火山」計画推進部会
- (4) 「地震先行現象・地震活動評価」計画推進部会
- (5) 「地震動・津波等の事前予測・即時予測」計画推進部会
- (6) 「地震・火山災害」計画推進部会
- (7) 「史料・考古」計画推進部会
- (8) 「データベース・データ流通」計画推進部会
- (9) その他協議会で決定された計画推進部会

（構成員と任期）

第5条 前条で定めた計画推進部会に部会長と副部会長を置く。

- 2 計画推進部会に大学等の研究者からなる委員を置くことができる。
- 3 計画推進部会に大学以外の地震・火山噴火関連研究機関の研究者からなるアドバイザー委員を置くことができる。
- 4 部会長の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 5 委員及びアドバイザー委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

（構成、部会長、委員の決定）

第6条 計画推進部会の構成、部会長、副部会長及び構成員は、企画部の提案に基づき、協議会で定める。

(庶務)

第7条 計画推進部会の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成26年〇月〇〇日から施行する。

●●研究協議会内規（予算委員会）

平成21年4月18日制定

平成26年〇月〇〇日改正

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所●●研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第12条第3項の規定に基づき、協議会予算委員会（以下「予算委員会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 予算委員会は、地震・火山噴火研究の予算の原案を協議会に提案し、大学の地震・火山噴火研究計画を推進することを目的とする。

（任務）

第3条 予算委員会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 地震・火山噴火研究の研究予算案を策定し、協議会に提案する。
- (2) その他、協議会から諮問を受けた地震火山噴火研究の研究予算に関する案件について協議し、協議会に答申する。

（組織）

第4条 予算委員会は、以下の委員から構成する。委員長及び委員は協議会が決定する。

- (1) 予算委員長
- (2) 協議会規則9条に定める協議会企画部の部長及び副部長、及び協議会規則10条に定める研究戦略室長
- (3) 協議会規則11条に定める協議会計画推進部会の部会長
- (4) 協議会規則の別表1及び別表2に掲げられた機関から推薦を受けた者

（会議）

第5条 予算委員会は必要に応じ委員長が招集する。

2 予算委員会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第6条 予算委員会の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにて処理する。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

付則

この内規は、平成26年〇月〇〇日から施行する。

●●研究協議会内規（外部評価委員会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年〇月〇〇日改定

（設置）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所●●研究協議会（以下「協議会」という。）規則第12条第2項の規定に基づき、協議会外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 委員会は、協議会の活動がその目的に沿って適切に実行されているかどうかについての評価を行う。

（組織）

第3条 委員会は、学識経験者若干名の委員をもって構成する。

2 委員は、協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。委員長は協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

2 委員長は、各委員の評価をとりまとめ協議会議長に報告する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員長代理がその職務を行う。

（任期）

第5条 委員会は外部評価報告書を協議会議長へ提出することをもって解散する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地震研究所事務部が行う。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成26年〇月〇〇日から施行する。